(質問の

内閣衆質四一 第二号

昭和三十七年八月三十一日

内 閣 総 理大臣 池 田 勇 人

議 院 議 長 淸 瀨 郎 殿

衆

衆議院議員井堀繁男君提出集団住宅(公団団地住宅等) の電話設置に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 井 堀 繁 男 君 提 出 集 寸 住 宅 **公**公 寸 寸 地 住 宅 等) 0) 電 話 設 置 に 関 す る 質 問 に 対

する答弁書

大 都 市 周 辺 に お け る アパ] 1 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 集 寸 住 宅 \mathcal{O} 増 加 は 急 激 で あ ý, か つ、 そ \mathcal{O} 住 宅 地 域 は 既

存 \mathcal{O} 市 街 地 か 5 離 れ て **\ る 0) で 設 備 \mathcal{O} 都 合 上 電 話 \mathcal{O} 設 置 が 木 難 で あ る場 合が多く、 加 入 電 話 \mathcal{O} 早

急な架設はほとんどできない状況である。

そこでこれ 5 \mathcal{O} 地 域 に お け る L 烈 な 電 話 需 要に 応ずるため、 公衆 電 話 \mathcal{O} 設 置 ま た は 共 同 電

話

に

ょ る 加 入 電 話 \mathcal{O} 設 置 に 努 力 す るととも に、 さる三十四 年 に 新 た に 集 寸 住 宅 電 話 制 度 を 設 け て、

れ 5 住 宅 用 \mathcal{O} 電 話 需 要 \mathcal{O} 緩 和 を は か つ 7 1 る。

上 野 台 寸 地 に 0 1 7 は 本 年 七 月、 寸 地 内 に 公 衆 電 話 を 兀 個 設 置 L た が 収 容 局 \mathcal{O} 大 井 郵 便 局

が 現 在 設 備 上 ゆ き づ ま 0 7 7) る \mathcal{O} で、 自 動 交 換 方 式 に 改 式 予 定 \mathcal{O} 昭 和 \equiv + 九 年 十二月 まで は

れ以上電話をつけることが困難な状態である。

なお、上野台団地における集団住宅電話の申込みについては、収容局の大井局がゆきづまつて

١ ي るので、これをできるだけすみやかに救済する方策について現在検討中である。

右答弁する。